

議案第 138 号

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 11 月 30 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例の一部を改正する条例

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「生活環境部」を「上下水道局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（つくば市上下水道審議会条例の一部改正）

2 つくば市上下水道審議会条例（昭和63年つくば市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「生活環境部」を「上下水道局」に改める。

（提案理由）

令和 4 年度行政組織の改編に伴い、部の組織体制について見直すため、この条例案を提出するものである。

## つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第2条（略） （組織）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 法第14条の規定により、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の事務を処理させるため、<u>上下水道局</u>を置く。</p> <p>第4条（以下略）</p>	<p>第1条—第2条（略） （組織）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 法第14条の規定により、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の事務を処理させるため、<u>生活環境部</u>を置く。</p> <p>第4条（以下略）</p>

## つくば市上下水道審議会条例（昭和63年つくば市条例第121号）新旧対照表

## （附則第2項関係）

改正後	改正前
第1条—第6条（略） （庶務） 第7条 審議会の庶務は、 <u>上下水道局</u> において処理する。 第8条（以下略）	第1条—第6条（略） （庶務） 第7条 審議会の庶務は、 <u>生活環境部</u> において処理する。 第8条（以下略）